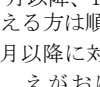


【接種期間】 令和8年10月1日～令和9年3月末日

【対象者・助成内容】 接種時に綾川町に住所を有し、下記の年齢に該当する方



厚生労働省ホームページ

	助成対象年齢 (接種時)	ワクチン種類	接種場所・助成額・自己負担額 ※2			助成回数	予診票発行方法等
			綾川町内 医療機関	県内 医療機関※5	県外 医療機関※6		
定期 接種 ※3	【大人インフルエンザ・新型コロナ】 ●65 歳以上 (65 歳を迎える誕生日の前日から接種可能) ●60 歳以上 65 歳未満 で下記①又は②の方 ①心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害により身体障害者手帳 1 級を有する方 ②ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能の障害により身体障害者手帳 1 級を有する方	インフルエンザ (不活化ワクチン)	自己負担額 1,000 円 ※1		事前申請  香川県外で定期予防接種を希望される方へ	1 回	9 月末ごろ対象者へ発送。 10 月以降、1 月末までに 65 歳を迎える方は順次発送予定。 2 月以降に対象年齢に達する方は、えがおにお申し出ください。予診票を発行します。(接種は年度内に完了させていただきます)
		新型コロナ	自己負担額 4,500 円 ※1			1 回	
		任意 接種 ※4	【子ども インフルエンザ】 ●生後 6 か月～ 高校 3 年生相当年齢	インフルエンザ (不活化ワクチン)	助成額 1,500 円 (医療機関での窓口払いから控除) (自費で立替えた後、申請により振込で払い戻し)		生後 6 か月～ 13 歳未満 : 2 回 13 歳以上 : 1 回
	インフルエンザ (生ワクチン)	助成額 3,000 円 (医療機関での窓口払いから控除) (自費で立替えた後、申請により振込で払い戻し)		2 歳以上 : 1 回			

※1 定期接種対象者で、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の対象者は、医療機関に㊦㊧のいずれかの提示で自己負担が免除になります。

㊦「介護保険負担限度額認定証(有効期限内のもの)」の写し

㊧「令和8年度町民税課税状況の確認票(接種前に役場健康福祉課または綾上支所で本人確認書類持参の上交付申請が必要)」

※2 綾川町の予防接種助成内容は上表のとおりです。町規定外の接種により助成を受けられていた場合は、実費徴収させていただきます。

※3 定期接種・・・予防接種法に基づき、一定の年齢において接種対象となる予防接種。(季節性インフルエンザ・新型コロナ：B 類疾病)

※4 任意接種・・・定期接種以外で、個人が感染症にかかったり重症になるのを防ぐために、ご本人や保護者の判断で接種する予防接種。

【綾川町内接種医療機関】 原則予約制です。接種の予約や接種についての質問は希望医療機関にご連絡ください。

インフル (定期)	コロナ (定期)	子ども インフル (任意)	医療機関名	電話番号	インフル (定期)	コロナ (定期)	子ども インフル (任意)	医療機関名	電話番号
○	○	中学生以上	西クリニック	877-2221	○	○	—	よしだ内科消化器科医院	876-5110
○	○	3 歳以上	松本内科胃腸内科医院	877-0520	○	○	生後 6 か月以上	さくらづか吉田クリニック	870-8000
○	—	中学生以上	山下整形外科医院	877-2272	○	○	生後 6 か月以上	桑島医院	878-2005
○	○	—	うきた整形外科	876-5000	○	○	生後 6 か月以上	滝宮総合病院	876-1145
○	○	生後 6 か月以上	三宅医院	876-0125	○	○	生後 6 か月以上	陶病院	876-1185
○	○	3 歳以上	綾川クリニック	876-5151	○	○	1 歳以上	綾上診療所	878-2002
○	○	中学生以上	溝渕クリニック	876-0056					

※5 【綾川町外の県内医療機関】

香川県ホームページ(広域予防接種協力医療機関一覧(令和8年))をご参照いただくか、えがおまでお問い合わせください。

※6 【香川県外医療機関】

定期接種を香川県外で接種する場合には、必ず事前申請が必要です。接種前にえがおでお手続きください。手続き完了後、接種時には全額立替払いをお願いします。※1 の自己負担額を控除した額を申請により払い戻します。

【子どもインフルエンザの接種費用立替え分の払い戻し申請方法】

申請締切日：令和9年3月31日、申請場所：えがお・いきいきセンター

提出物①医療機関の領収書(予防接種の種類と金額が分かるもの)

提出物②予防接種の記録が記載されているもの(母子健康手帳や接種済証、予診票の写し等) ※接種ワクチンの種類の記載があること

提出物③振込先口座情報が確認できるもの(通帳やキャッシュカード)

【予防接種健康被害救済制度】

予防接種後、身体的反応や疾病がみられることがあり、副反応や健康被害(有害事象)とよばれています。起きる要因としては、予防接種そのものによる副反応の場合のほか、偶発的に発症または発見された疾病が混入することもあります。予防接種前に、ご自身の健康状態を十分医師に伝え、予診を受けたうえで接種を決定することが必要です。しかし、予診を十分に行っていても、予知できない重篤な副反応や後遺症が起こりうることがあります。接種後の健康状態の変化に注意しておき、副反応や健康被害の心配のあるときには、医師(医療機関)の診察を受け適切な治療を受けてください。予防接種による健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済制度があります。予防接種健康被害救済制度を申請される場合は、えがおにお問い合わせください。



香川県ホームページ
(広域予防接種協力医療機関一覧)



厚生労働省ホームページ
(予防接種健康被害救済制度)